

地域緑化活動育成支援補助金の事務手続きについて

1. 年度はじめに県が募集する企画募集要領に沿って企画書を提出
(まちづくり 課長が別途通知する日までに提出)

2. 応募のあった企画について別途定めた評価項目に沿って審査を実施

3. 審査結果を通知

4. 審査結果通知で採択とされた事業について交付申請提出
(まちづくり 課長が別途通知する日までに提出が必要)

○交付申請は、郵送、持参又は「とっとり電子申請サービス」で提出してください。
交付申請の取下げは交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

5. 交付決定通知到着
(原則として交付申請から30日以内に行います。)

○交付決定通知は、申請を県が正式に受理した後、原則として30日以内に行います。

6. 事業開始

※この補助金においては、着手届の必要はありません。

※事業を行うに当たって、本補助金の増額を伴う変更の場合や、交付目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更の場合は、事前に県に連絡し、承認が必要です。県の事前の承認がないまま前述に該当する内容を実施した場合は、事業終了後の実績報告の審査において補助対象外と整理せざるを得なくなることがありますので、ご注意ください。

7. 事業完了

※この補助金においては、完了届の提出は必要ありません。

8. 実績報告書提出
(完了・廃止・中止から20日以内又は交付決定を受けた翌年度の4月20日のいずれか早い日)

○実績報告は、郵送、持参又は「とっとり電子申請サービス」で提出してください。

◎補助金の支払い

※概算払いする場合は、交付決定後に、概算払い時期、金額等について 通知します。

※概算払い以外は、実績報告を受理し、その内容を審査した上、県が額の確定の通知をした後、その確定額について支払います。

資料提出・問い合わせ先

生活環境部 暮らしの安心局まちづくり課 緑地公園担当

鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

電話0857 - 26 - 7403 ファクシミリ0857 - 26 - 8113

電子メール machizukuri @pref.tottori.jp